

草津市次世代育成支援対策協議会

議 事 録

日 時 平成25年5月29日(水) 午前10時から
場 所 草津市役所 8階会議室

開 会

1. あいさつ

2. 議 事

- 草津市次世代育成支援対策地域行動計画特定事業について 資料1
- 後期計画に係る平成24年度進捗状況について 資料2
- 子ども・子育て新支援制度について 資料3～資料4

議事1 「草津市次世代育成支援対策地域行動計画特定事業について」

(事務局説明・・・資料1)

委 員： ①通常保育について保育園等施設面だけでなく、それに対応する保育士の雇用・人材確保の取組みは、どのような状況か。

②夜間保育事業について、昨年の簡易的な調査の結果等からみたニーズ等はどうか。

事務局：(幼児課) ①民間・公立ともに保育士の人材確保につきましては課題となっておりますが、私立保育所については、現在、国で保育士の待遇改善という事で予算も確保されており、県の保育協議会では、潜在保育士の掘り起こしに取り組まれているところであり、今後もこうした取組等幅広く利用しながら人材確保には努めていきたい。

②夜間保育につきましては、昨年度実施いたしました簡易な調査では夜間の22時までで保育というニーズは0.6%という結果でした。また、別の幼保一体化の調査では、夜間21時以降の預かりの希望は529人中2.3%という結果でした。

数字の結果が、低いから、実施しなくていいという事ではありませんが、限られた人材や予算の中で、解決すべき重要な事項にまず力を入れていきたいと考えています。

委員：①夜間保育・特定保育については、延長保育または通常の保育の範囲内等で実施されていますが、実際の利用実績等の状況はどうか。

②放課後児童健全育成について、定員が多くなっているが施設整備がされたのか。同じ部屋に児童を押し込んで定員だけを増やしていないか。

事務局：（幼児課）①21時以降の夜間保育のニーズは少なかったが、20時までの需要は高い状況です。通常保育はおおむね18時ですのでそれ以降は延長保育として対応しており、需要も高く利用も多い状況です。

（子育て支援センター）②現在の放課後児童育成クラブ「のびっこ」の定数についてですが、平成24年度定員980名の実績に今年は1,030人でありましたのは、子どもを押し込んでいるのではなく、子ども1人あたり1.65㎡という国のガイドラインに基づき床面積の余裕のある施設について、定員の増を図ったところでございまして、これに伴い指導員についても増員し対応しています。

委員：放課後児童育成クラブ「のびっこ」に関しての表示の提案ですが、定数だけを記載いただいていると場所が増えたのか、施設が大きくなったのか不明な点もあるので、箇所数も併記してはどうか。また「病後児保育」についても同様で、箇所数だけでなく預けられる定員等も併記するとわかりやすいのでお願いしたい。

会長：今後、できれば特定事業については、別の資料で詳細がわかるように工夫をお願いしたい。

委員：渋川学区では、公立の保育所や幼稚園がないが、地域からの要望はあるか。

事務局：（幼児課）基本的には、学区・地区で公立保育所や幼稚園があるのが望ましいとは考えていますが、用地や様々な課題等がありますことから、現在は近隣学区の保育所や幼稚園等で児童の受け入れを行っていただいているのが現状です。過去2年の中で、この件につきまして、特に要望等はございません。

委員：渋川学区では、公立の保育所や幼稚園がないが、近隣の地域へ行けていたりして柔軟に対応いただいております。特に不自由には感じていない。

会長：他に何かありませんか。

なければ次の議事に進みます。

議事2 「前期計画に係る平成24年度進捗状況について」

（事務局説明・・・資料2）

会長：それでは、ただいまの事務局の説明について、何かご質問等がありますか。

委員：最近、新聞等で孤立死のニュースや社会からの孤立による事件等が報道されていることから、孤立に対して危機感を抱いている。実態把握は住民登録がないと分かりにくい問題ではあるが、企業等と連携するなどし、市として何か柱となる取組をお願いしたい。

事務局：(子ども家庭課) 高齢者、子ども、障害者の方々の孤立の防止のためには、地域コミュニティの強化や充実が必要と考えています。市では住民登録が無い場合の把握については難しいところはあるが、地域の民生委員児童委員さんや地域の役員さん等に協力いただきながら把握に努めています。また、今年の4月には生協と提携し、生協の配達業務等の範囲内で、そういった地域の状況や家庭の様子で何か疑いがある場合には情報提供いただくということを始めました。ただ、始まったばかりで効果については、まだ不明であります。また、子どもの把握については、市の事業のすこやか訪問や、検診等で把握に努めており、障害者・高齢者の方の孤立化防止については、今後、障害福祉課が中心となり訪問によりアンケート調査等を実施し把握に努める予定です。

委員：障害者等日中一時支援の事業について、実績が多くなっているのですが目標値の変更はできないか。

事務局：(障害福祉課) 障害児の「放課後等デイサービス事業」を昨年から実施いただいています。児童の夏休みや放課後を見守る事業で、昨年は1箇所、今年は1箇所または2箇所を実施いただける予定です。今後は、この「放課後等デイサービス事業」に移行していきながら事業を進めていきたいとの思いで、全体的な事業としては拡大されているものの、計画にあります事業「日中一時支援」の実績については、この「放課後等デイサービス」を差し引いた数値となりますので、目標値はこのままの設定とさせていただきます。

委員：湖の子園の定員数は今後増やせないか。

事務局：(子ども家庭部) 定員は部屋の問題もありますが、昨年度から週5日毎日通園を児童20名定員で実施している他、2日通園のクラスを2クラス、1日通園のクラスを1クラス、半日の体験クラスを3クラスという体制で実施しています。また専門の職員を増員し、巡回相談やその他の取組について回数等を増やししながら充実に努めています。

委員：ひきこもりの実態がある中、発達障害等によるひきこもり等によるものもあるので、専門の機関との連携等、具体策はあるか。

事務局：(学校教育課) 学校現場での対応については、発達支援センター等専門機関との連携を図りながら相談を進めています。また、「グレードアップ連絡会」では、小・中学校の先生と専門機関が合同で連絡会を開催し、情報共有を図り、早期に適切な対応がとれるようにしています。また、モニタリングといたしまして、先生と専門機関の方が学校を巡回し、支援等が必要と思われる児童の早期発見に努めています。

委員：計画書の中で、学校の特別支援の先生の増員とあるが、進捗について具体的な数字はわかるか。

事務局：(学校教育課) 今現在、市内の13小学校では各学校に4~5人、中学校では各2人の支援員を配置し、市全体では72名の支援員を配置しています。

委員：虐待防止法の対応について、どのような施策があるか。

事務局：(障害福祉課) 障害者虐待と子どもの虐待等があるのですが、18歳以下の障害児については子どもの虐待とし「家庭児童相談室」で対応いただいておりますが、障害福祉サービスを利用されておられる方の虐待については、障害福祉課で受け付けて県に報告し、県で対応するということになっています。

(子ども家庭課) 子どもについては、家庭児童相談室で対応していますが、関係機関等のネットワークの中で役割分担をしながら進めています。

委員：不登校児童に関する項目で、30日以上学校を休んだ児童の人数が指標ですが、実績に139人とありますが、これはどういう意味の数字か。また、年々減ってきていないが何か解決策等はあるか。

事務局：(学校教育課) 年間で30日以上休んだ児童の実人数です。全国平均からみて、草津市は小学生の児童の不登校率が高く、中学生は低いというのが特徴です。各学校では、対策として、先生と生徒が1対1で話ができる環境を作ったり、先ほどのグレードアップ連絡会の中でも課題がある生徒の対応策を検討し取り組んでいます。また専門的な分野の方にも参加いただき、意見を聞きながら成果を出していきたい。

さらに不登校児童の課題で重点的な小学校2校では、スクーリングケアサポーターという事業(学校に行けても教室に入りにくい児童に対して、別室等で児童に寄り添い支援等を行う事業)を実施し、同時にモニタリングも実施し不登校になる前に策を講じられるよう務めています。

委員：未就学児童が亡くなっていた事件からも考えられるように、小学校や幼稚園等に来ていない子どもがいれば意識・注意をお願いしたい。

委員：学校での体罰について何か計画の中で盛り込まれているか。

事務局：(学校教育課) 体罰については、絶対にいけないものだ認識している中、昨年、県が行った調査では、草津市では4件の体罰があったという報告をしています。このことに関しては、繰り返し教員への指導を行ってまいりました。今後は、このような事が、絶対にならないように対応していきたい。

委員：家庭的保育について、どのようなものか。

事務局：(幼児課) 全国的には、保育ママとも呼ばれているもので、草津市では、0~2歳の低年齢児における保育の充実と待機児童の解消の施策から、平成22年から実施しています。1か所の定員が3名のため、現在実施が6か所ですので、定員は18人の利用定員です。

委員：家庭的保育について、今後さらに進めるべきと考えておられますか。

事務局：(幼児課) 平成22年度から3年経過した中で、家族の理解や立地の条件と需要のマッチング等様々な課題があるのも事実です。こういった状況の中、今年度につきましては、様々な面から検討しながら進めていきたいと考えています。

委員：「つどいの広場」という事業はどのような事業か。民間でされているのもふくまれるのか。

事務局：(子育て支援センター) おおむね3歳までの子どもと保護者が集える場所として市が提供しているもので、そこに集う親子が遊びや交流をしながら、子育て等について相談できるよう専属の保育士も配置しております。場所は市内3か所で、大路与ロクハとイオンモールで開設しています。また、地域で活動いただいている子育てサークルには活動補助金ということで活動に対する支援を行っています。

委員：特別支援学級の対策として、保護者が行かせたがらないという方もおられる中、風通しよくし、イメージアップ等は図れないか。

事務局：(学校教育課) 保護者の理解を得るということは、なかなか難しいところです。就学時に特別支援学級に子どもが入るか、通常学級に入るかについては、なかなか決められない保護者の方も多中、納得していただけるよう、面談や教室の見学等を何度も繰り返し工夫をしています。ただ、1年生では学習についていけていても、学年が上がるにつれ席に座ってられない、学習についていけなくなる等がでてきます。そういったことから児童が、義務教育を終わるまでに、生きる力を付けていかなければならない。そのための環境づくりということにポイントを置き保護者には何度も話をしています。これからも、保護者の方が心を開いてもらえるよう努めていきたい。

議事3「子ども・子育て新制度等について」

(事務局説明・・・資料3・4)

- 主な説明内容
- ①子ども・子育て関連3法の概要説明
 - ②平成27年度までに取組むべき事項
 - ・平成25年度 調査によるニーズの把握について
 - ・平成26年度 子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - ・「次世代育成支援対策協議会」から「子ども・子育て会議」への移行について

委員：ニーズ調査について、ニーズとなると少数意見である障害児の要望は消されてしまいがちになります。ぜひそのようなことがないよう策をお願いしたい。

委員：今このような会の名前で色々なものがあるが、「協議会」「審議会」等名称が違えば役割が違うのか。また「幼保一体化検討委員会」があるが、この会との違いはあるのか。

事務局：(子ども家庭課)「子ども・子育て会議」の名前は、根拠法令によるものでありますので、このような名称にしましたが、特に会の名称の違いで、会の事務内容が決まっているということではありません。また、「幼保一体化検討委員会」で検討いただいたことは一部連動してくるものもあります。「子ども・子育て会議」では、整合性を図りながら進めていきたい。

会長：他にご意見等ございますか。

いろいろご意見をいただきましたが、今後また、これからの計画に反映させていってください。それでは、本日の議事についてはこれで終了とさせていただきます。